

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（清涼飲料水の規格基準の改正）に寄せられた御意見について

平成 30 年 7 月
厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 基 準 審 査 課

標記について、平成 30 年 2 月 1 日から同年 3 月 2 日まで、ホームページを通じて御意見を募集したところ、3 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見とその回答については、別添のとおりです。

なお、御意見については、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので、御了承ください。

今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

御意見	回答
【御意見 1】 マンガンについては、ミネラルウォーター類等でこれによる被害が発生していないのであれば、据え置きとしても良いのではないかと考えられた。 また、亜鉛については、基準値なしは問題であると思われ、5 から 10 程度の値での規制は必要ではないかと思われた。 マンガンについては、従前の規制でもそこまで重大な問題を生じる事は無いのではないかと考える。 むしろ、当方としては、亜鉛を基準値なしとしているのが多少不安である。これにより銅不足が起きる事態が発生しはしないかと若干の危惧をする（多少前からサプリメントで亜鉛の摂取が推奨されているのであるが、多量の亜鉛は銅の欠乏を招く事につながり、それによる摂取者における真菌被害の拡大が危惧されるので）。であるので、当方は、亜鉛については、量を多少増大させるとしても、一応の規制は行っておくのが望ましいのではないかと考える。	【回答 1】 ミネラルウォーター類における化学物質等の成分規格の設定等については、平成 22 年 12 月 14 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で決定された「清涼飲料水の規格基準改正に係る基本的考え方について」に基づき行っています。 この基本的考え方では、ミネラルウォーター類の成分規格の決定について、原則として水道法に基づく水質基準及び水質管理目標の健康の保護に関する項目（健康関連項目）や、国際基準を設定しているコーデックス委員会の定めるナチュラルミネラルウォーターの基準に基づくこととしています。 マンガンについては、コーデックス委員会において、0.4 mg/L の基準値を設定しているため、国際整合性等も踏まえ、これに合わせてミネラルウォーター類の基準を 0.4 mg/L と設定しました。 また、亜鉛については、水道法に基づく水質基準により、水道水に含まれる亜鉛の基準値が定められているが、これは健康影響の観点から設けられているものではなく、色、濁り、においなど生活利用上障害を生ずるおそれがあるため設けられたものであること、コーデックス委員会では基準値を設定していないこと、更に内閣府食品安全委員会が行った食品健康影響評価の結果、ミネラルウォーター類からの亜鉛摂取によって健康影響が生じる可能性は低いと考えられると判断されていることから、亜鉛の

	基準値を設定する必要はないと判断しました。 なお、「清涼飲料水の規格基準改正に係る基本的考え方について」についてはこちらを御参照ください。 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000ypmm-att/2r9852000000ypta.pdf
【御意見 2】 当社は温泉水を県の指導の元、ミネラルウォーターとして製造販売をしています。 今まで、健康被害に合われたとの申し出もなく、体調が良くなったとの多くの声を聞いております。 今回の基準改正について、基準を満たすには大変コストがかかり当社としても、大変困惑しております。 温泉水には、色々の成分が入っているのが当たり前ですので、ミネラルウォーターとしてではなく、清涼飲料水として、届け出変更に変えて頂けるように、お願いしたいと思います。 是非、ご検討のほど宜しくお願い申し上げます。	【回答 2】 水のみを原料とする清涼飲料水については、ミネラルウォーター類として、個別の規格基準に従う必要があります。 ミネラルウォーター類における化学物質等の成分規格の設定等については、平成 22 年 12 月 14 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で決定された「清涼飲料水の規格基準改正に係る基本的考え方について」に基づき行っています。 この基本的考え方では、ミネラルウォーター類の成分規格の決定について、原則として水道法に基づく水質基準により、水道水に含まれる亜鉛の基準値が定められているが、これは健康影響の観点から設けられているものではなく、色、濁り、においなど生活利用上障害を生ずるおそれがあるため設けられたものであることや、国際基準を設定しているコーデックス委員会の定めるナチュラルミネラルウォーターの基準に基づくこととしています。 届出変更等の手続の詳細については管轄の保健所へ御相談ください。
【御意見 3】 弊社は、ミネラルウォーターの製造会社です。今回の規格基準の改正の内容の	【回答 3】 清涼飲料水中の亜硝酸性窒素については、内閣府食品安全委員会による食品

内、亜硝酸性窒素に関しては、基準値から大幅に外れてしまいます。現在測定数値（0.3～0.4mg/L） この規格基準になりますと製造が出来なくなり、会社存続の危機となります。 規格基準の改正案につきまして、見直しを要望致します。 宜しくお願い致します。	健康影響評価の結果、耐容一日摂取量（TDI）は 15 µg/kg 体重/日と設定されました。 また、水道法に基づく水質基準については、平成 25 年 3 月の生活環境水道部会で上述の食品健康影響評価の結果を踏まえて審議を行った結果、亜硝酸性窒素に 0.04 mg/L の基準値が設定されています。 今般、これらを踏まえて、ミネラルウォーター類の亜硝酸性窒素に対して 0.04 mg/L の基準値を設定することとしています。 飲料水についての安全性を確保するための基準の見直しである旨を御理解ください。
---	--

[内容についての照会先]
厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品基準審査課 03-5253-1111 （内線 4280）